

## 令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務プロポーザル審査要領

### 1 目的

令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により業務を委託する業者を選定することを目的とする。

### 2 審査会の設置

- (1) 提案書等を審査するため、「令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は提案書等の内容を評価し、順位を決定するものとする。なお、参加者によるプレゼンテーションは、実施しない。
- (3) 審査会は3名以上の審査員で構成し、鳥取県職員以外の有識者を2名以上含むものとする。

### 3 審査方法

事前に提出された提案書等を各審査員が書類審査の上、各自個別採点を行い、その後開催する審査会による協議において、審査員による個別採点をもとに審査する。

- (1) 審査員による個別採点 令和6年1月29日（月）～同年2月5日（月）
- (2) 審査会による協議 令和6年2月6日（火）

### 4 選定方法

事前に提出された提案書等について、各審査委員が5の審査項目ごとに評価し、採点を行う。各審査員による個別採点の点数を合計した得点が最も高い者を最優秀参加者として選定する。同点の参加者が複数となった場合には、順位の高い項目が多い者を最優秀参加者として選定する。上記の方法でも決まらない場合は、審査委員の合議により最優秀参加者を選定する。なお、最優秀参加者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

### 5 審査項目・配点

審査項目	評価の観点	配点
〈性能点〉 構成	視聴者に広報のねらいが的確に伝わる構成になっているか。 ＜着眼点＞ ・ 広報のねらいを正しく理解して制作しているか ・ 広報のポイントが伝わりやすい展開になっているか ・ 視聴者が最後まで映像を見るよう、興味を引く工夫がされているか ・ 鳥取県のテレビスポット（鳥取県・島根県の共同テレビスポット）であることが伝わるか	30点 (15点× 2テーマ)  係数：3
〈性能点〉 わかりやすさ	画面上に文字情報などがわかりやすく配置されているか。 ＜着眼点＞ ・ 内容にあったわかりやすいイラストなどを使用しているか ・ 画面上の文字の量、色づかい、サイズが読みやすいものになっているか	30点 (15点× 2テーマ) 係数：3
〈性能点〉 ナレーション	画面とナレーションのバランスがとれており、ナレーション原稿が適切に配置されているか。 ＜着眼点＞ ・ 画面（映像）とナレーションがあっているか ・ ナレーションが簡潔で、15秒で聞き取りやすい情報量になっているか	10点 (5点×2 テーマ) 係数：1
〈性能点〉 体制	業務を迅速かつ的確に遂行できるか。 ＜着眼点＞ ・ 業務を的確に遂行できる体制、技術、業務実績があるか	20点 係数：4
〈価格点〉 見積価格	1テーマ当たりの見積価格について、以下の式により採点。 ・ 価格点＝10×（最低見積（想定）価格／提示見積（想定）価格） ・ 予算額を超える提示見積（想定）価格の場合は失格とする。	10点

審査員による個別採点のうち性能点は、審査項目の評価の観点ごとに5点満点で評価し、係数を乗じて得られた点数とし、評価基準は次のとおりとする。

5点：非常に優れている、4点：優れている、3点：標準的である、2点：劣る、1点：非常に劣る

## 6 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、審査会による協議の日から14日以内に文書で参加者全員に通知するとともに、その概要をインターネットのとりネット鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouhouka/>)にて公表する。
- (2) 通知の審査結果については、全ての参加者の順位及び得点とする。ただし、参加者名については、最高順位の参加者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。  
なお、ホームページに掲載する審査結果もすべての参加者の順位及び得点とするが、参加者名については、最高順位の参加者名のみとする。